

株式会社勝組

認定番号：20009

新規認定日：令和2年6月3日

〈達成している項目〉

28の取組項目中、**19項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得奨励金制度がある ・運転免許取得費用貸付金制度がある
管理職へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・部下への働き方改革に係る諸制度利用奨励指導を義務付けしている ・部下の時間外労働時間及び年次有給休暇取得状況の査定評価項目化
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る制度，事業等の説明会を開催している ・「ノー残業推進月間」等のキャンペーンを実施している
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において，社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じた非正規雇用労働者の賃金規程がある ・非正規雇用労働者の能力開発制度がある
正規雇用労働者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の正規雇用労働者の数【ア】が，3年前の正規雇用労働者の数【イ】と比較して5%以上増加している。 ・申請日における正規雇用労働者の数が，上記【ア】の正規雇用労働者の数を下回っていない。
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務間インターバル制度がある ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ，月平均の法定時間外労働45時間以上の正社員が1人もいない

年次有給休暇取得の促進	・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	・労働者の休暇取得状況を把握している
業務改善の推進	・会議時間の見直し

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
介護と仕事の両立の支援	・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

(4) ダイバーシティの推進

積極的な中途採用	・申請日前1年間に、新たに正規雇用労働者（45歳以上の者）を雇い入れた
高齢者の活躍の推進	・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・就業規則で、他の会社等の業務への従事を禁止としていない（兼業・副業の促進）

〈ひとことコメント〉

福岡市を中心に都市発展に重要な社会基盤である「上下水道配水管布設工事」や「道路舗装工事」を担うことで「社会貢献」が出来ることに誇りを持って、日夜、仕事に励んでいます。

「ノー残業」「ノー休日出勤」の実践で、余暇時間も多く取れるようになりました。これを「働き方改革」の入口と位置づけて、今後も「働き方改革」に取り組んでいきたいと考えています。



▲週例ミーティング



▲沖縄旅行